

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年3月5日

軽自動車検査協会

契約担当役 理事長 江角 直樹

I. 入札事項

1. 件名 令和8年度インターネットを利用したオフィス用品等購買システムによる事務用消耗品類の購入
2. 仕様 インターネットを介し全国にある本部及び各事務所等にて使用する事務用品類の購入を単価契約等で行うものである。(詳細は仕様書による。)
3. 予定数量 仕様書による
4. 履行期限 契約日から令和9年3月31日まで
5. 納入場所 仕様書による

II. 競争参加者に必要な資格に関する事項

1. 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一参加資格)で「物品の販売」のうち「家具・什器類」「事務用機器類」「事務用品類」についての「C」等級以上に格付けされている者であること。
2. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
4. 国土交通省から指名停止等を受けている期間中でないこと。
5. 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 役員(業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

III. 競争参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる書類を提出し、競争参加資格の有無について確認を受ける必要がある。

1. 提出する書類

競争参加資格の審査結果の通知書の写し（電子メールの場合は、写しの PDF）

※余白に提出年月日を記入し、責任者（担当者）の記名押印をすること。

2. 提出期限

令和 8 年 3 月 5 日（木）から令和 8 年 3 月 1 6 日（月）まで

上記期間（土曜日及び日曜日を除く。）午前 1 0 時 0 0 分から午後 5 時まで

3. 提出場所

東京都新宿区西新宿三丁目 2 番 1 1 号（新宿三井ビル 2 号館 1 5 階）

軽自動車検査協会 経営管理室 会計課

電話 0 3 - 5 3 2 4 - 6 6 2 2

電子メール nyusatsu@keikenkyo.or.jp

4. 提出方法

提出場所に持参又は電子メール（nyusatsu@keikenkyo.or.jp）にて提出すること。期限を超過して提出された（到着した）ものは、その理由の如何を問わずに入札の対象としない。）なお、電子メールでの提出の場合、件名に「【○/○入札の競争参加資格】」と記入すること（「○」は半角数字。「/」は半角）。

IV. 契約条項を示す場所

上記 III. 3. に同じ

V. 仕様説明

1. 競争参加資格が持参の場合

上記 III. 1. の提出書類確認時に、上記 III. 3. の場所において、協会から仕様書等を送付する先の電子メールアドレスが分かるもの（名刺等）をご提出いただき、その電子メールアドレスに仕様書等の必要書類を配付する。なお、配付する電子メールアドレス

スは一つとする。

2. 競争参加資格が電子メールでの提出の場合

有効な競争参加資格であることを確認次第、ご提出いただいたメールアドレスに仕様書等の必要書類を配付する。なお、配付する電子メールアドレスは一つとする。

VI. 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1. 日 時 令和8年3月24日(火) 午後4時00分開始
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号 新宿三井ビル2号館 16階
軽自動車検査協会 本部 会議室
3. 入札書の提出方法 入札場所に持参すること。

VII. その他

1. 独占禁止法に違反する行為があった場合の措置

独占禁止法に違反する行為があった場合は、入札が無効になり、契約締結後にあっては損害賠償金の請求を行うとともに契約を解除することがある。

2. 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4. 入札書の記載金額

入札書に記載する金額は単価(税抜き)に仕様書の予定数量を掛けて算出した金額及び仕様書の予定金額に提示する割引率を乗じて算出した金額とする。

なお、落札後は仕様書に示した対象品目は単価契約とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額の内訳を別紙として初回分に限り添付すること。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最

低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、同額入札の場合は、当該入札者によるくじ引きにより決定する。

また、入札の結果については公表することがある。

6. 契約書の作成の要否 要

7. 本入札に係る落札決定及び契約締結は、本件に係る令和8事業年度予算が認可されることを条件とする。

8. 落札決定及び契約締結は、令和8年4月1日以降とする。

〔連絡先〕

東京都新宿区西新宿三丁目2-11 新宿三井ビル2号館 15階

(調達及び仕様に関すること)

軽自動車検査協会 検査部検査企画課

電話 03-5324-6613

(その他に関すること)

軽自動車検査協会 経営管理室会計課

電話 03-5324-6622

FAX 03-5324-6621